**東消防署大規模修繕工事に係る仮設シャワー等、ユニットハウス設置業務**

**質疑回答書**

令和７年（２０２５年）１月１５日

事業者各位

吹田市消防本部

総務予防室

質問１　　現場下見は可能でしょうか？

回答１　　はい、可能です。

　　　　　希望される場合は、下記連絡先まで連絡し入札日までに実施して下さい。

　　　吹田市江坂町１丁目２１番６号 吹田市消防本部７階 総務予防室

電 話 　 （０６）６１９３－１１１５（直通）

質問２　　仕様書　８機器仕様（7）において各ハウスの設置の際は、ブロック点置きでよいのか。

　 　　 基礎工事等による緊結固定は不要か。

回答２　　ブロックでも良いですが、台風などによる倒壊防止対策は任意で行ってください。

質問３　　仮設シャワー室につきまして、仕様書では、1棟のハウス内にシャワーブースが2台となっておりますが、1棟につきシャワーブース1台のハウスを2棟設置でも宜しいでしょうか。

回答３　　はい、2棟設置で良いです。